

対東ティモール民主共和国 国別開発協力方針

2024年9月

1 東ティモールに対する開発協力のねらい

(1) 東ティモールは、小スンダ列島東端に位置するティモール島の東半分を占め、島の西側はインドネシアと国境を接し、南側はオーストラリアとティモール海を挟んで近接する海上交通路の要衝に位置する。自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現を図る上で重要なパートナーとして、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する友好国である。

(2) 我が国は、独立回復以前の1999年に、第1回東ティモール支援国会合を東京で開催して以来、主要ドナーとして同国に寄り添いながら一貫して国造りを支援してきている。また東ティモールは、2022年11月のASEAN首脳会議でASEANへの原則加盟が認められ、オブザーバーの地位が与えられた。現在は、早期の正式加盟を目指し、2023年5月のASEAN首脳会議で採択されたロードマップに基づく取組が行われており、我が国は、その取組を支援している。さらに、2023年12月には、両国関係が「持続可能な成長と発展のための包括的パートナーシップ」に引き上げられた。

(3) 東ティモールは、2002年の独立回復以降、同国近海で産出する天然資源（石油、天然ガス）収入を財源として、これまで比較的安定した経済運営及び開発の取組を進めてきているものの、政府財源を支える石油基金は2030年代には枯渇する見通しであり、財政的安定と長期的国家開発を実現するため、産業開発を含む代替収入源の確保が急務となっている。しかしながらその基盤となる道路や港湾といった基幹インフラ、国民への社会サービスの提供や国内産業の発達のための環境は依然として整備途上であり、日常食品等の輸入や海外送金への依存度も高い。また、こういった課題の克服のためにあらゆる分野における人材育成も必要であり、取り組むべき開発課題は依然として多い。また、2021年4月に発生した集中的な豪雨により洪水が発生し大きな被害がでるなど、自然災害に対する脆弱性も顕著である。

(4) 東ティモールは、2011年月に発表した「戦略開発計画（SDP）」に基づき、2030年までに経済の天然資源収入依存から脱却することを通じ、高中所得国入りを目指している。2023年7月に発足した現政権は、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を有するSDPの下、第9次政権プログラムの中で、より具体的な開発方針を示している。

(5) 我が国が東ティモールのこうした方針を踏まえた協力を実施していくことは、天然ガスの産出国として、日本のエネルギー安全保障にも貢献してきた同国との包括的パートナーシップを更に強化することとなり、また、同国における我が国のプレゼンスの向上にも資する。さらに、地域の文脈においても、今後ASEANへの正式加盟が期待され、基本的価値を共有する同国の持続可能な成長及び開発の実現は、地域全体の安定と繁栄、我が国の対ASEAN外交の強化、FOIPの実現に寄与するなど、同国に対する支援の意義は大きい。

2 我が国のODAの基本方針（大目標）：ASEAN正式加盟及びその後を見据えた持続可能な成長及び開発の基盤づくり強化

2030年までの高中所得国入りの実現に向け、東ティモールの持続可能な国造り

を実現するために、経済社会開発の基盤整備や産業多様化を図りながら、社会サービス機能を強化するとともに、その実現に向けて各分野における人材育成や制度構築に協力していく。東ティモールが、ASEAN地域及び国際社会の一員として、持続可能な成長と開発の軌道を描けるよう、基盤強化に向けた協力を実施する。

3 重点分野（中目標）

（１）経済成長のための基盤強化及び産業多様化

持続可能な経済成長の実現のため、我が国の高い技術力を活かし、質の高い経済社会基盤（港湾、空港、道路等）の整備に協力する。同国の脆弱性（特に自然災害リスクは顕著）の克服を後押しするため、我が国の知見・経験を生かした災害・気候変動対策に資する協力を展開する。

また、天然資源及び日常食品等の輸入への依存から脱却するため、民間セクターの強化支援策として、基幹産業である農業（米、コーヒー等）の強化や、水産業や観光業等の産業多様化の潜在性のある分野における協力を行うとともに、将来を担う若手産業人材の育成に協力する。

（２）社会サービス機能の強化

持続可能な成長及び開発にとって不可欠である社会サービスの普及及び質の向上のため、保健・医療（医療機関整備、母子保健、衛生）、栄養、教育（初等、高等）分野等の協力を行う。また、人間の安全保障の観点から、所得、ジェンダーないし居住地域による格差是正を図るべく、草の根レベルにおいても脆弱なコミュニティの基礎的なインフラ、医療、教育への支援を通して、誰一人取り残されないよう配慮する。

（３）ガバナンスの強化

ASEAN正式加盟の実現や、また加盟後におけるASEAN及び国際社会の一員としての自立的かつ責任ある外交の展開を後押しするため、地方分権化を視野に入れた安定した国家運営のための基盤づくり・強化を念頭に、行政機関の組織としての能力及びそれを支える人材の能力向上を支援する。また、民間経済活性化の土台となるビジネス環境の整備も念頭においた法制度整備や、FOIPも念頭においた海上保安能力、法執行能力及び刑事司法の強化等の協力に取り組む。

4 留意事項¹

（１）我が国の知見や技術を積極的に活用し、異なるスキーム・方式を組み合わせた支援を行うことにより、高い相乗効果の発揮や効率的な実施を目指す。また、今後のASEAN正式加盟を見据えた日本企業の同国への関心の高まりや、日本への技能実習・育成就労への関心に留意しつつ、支援を実施していく。

（２）東ティモール政府は、2030年代の石油基金の枯渇も念頭に、グレーター・サンライズ・ガス田（それに関連するインフラ施設等を含む）の開発を国家プロジェクトとして推進している。将来的に、同開発に係る計画の方向性が固まった段階で、それに関連する開発ニーズが生ずる可能性があることに留意する。（了）

別紙： 事業展開計画

¹なお、当該国を対象として実施された過去のODA国別評価は次のとおり。

東ティモール国別評価（2021）

報告書掲載先：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100342583.pdf>

重点分野2 (中目標)	社会サービス機能の強化										
開発課題 1-1 (小目標) 社会サービスの普及及び質の向上	【現状と課題】 SDGsの達成状況をASEAN諸国と比較すると、栄養(Goal 2)、保健(Goal 3)、衛生(Goal 6)の各指標で東ティモールは平均を下回っており、特に地方部における基本サービスが国民に対して十分に提供されていない。政府は保健・教育・衛生・治安等のサービスデリバリー改善を目指しているものの、ドナーが作成支援した各セクター開発計画を実現する人的資源が官民双方で不足していることから、急速な改善を実施することには困難な状況にある。					【開発課題への対応方針】 不十分な政府サービスによる地域住民への悪影響を改善するため、保健分野（医療サービス向上、栄養改善等）、水・廃棄物処理を含む衛生分野及び教育分野での協力を引き続き取り組む。					
	協力プログラム名	案件名	スキーム	実施期間				支援額 (億円)	SDGs	備考	
				2023 年度 以前	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度		
		ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画協力準備調査	協力準備調査(一般)	■						-	3
		ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画	無償		■	■	■	■	■	30.93	3
		子供の栄養改善計画	無償	■	■	■				3.42	2, 3, 4 国連児童基金 (UNICEF)
		地域保健センターにおける基礎的緊急産科新生児ケア施設整備計画	無償		■	■	■			11.08	3, 5 国連人口基金 (UNFPA)
		保健分野の日本NGO連携無償資金協力	日本NGO	■	■					2.26	3 R4, R5年度分のみの 合算
		保健、社会福祉、コミュニティ開発、体育及び教育分野に係るJICA海外協力隊	JOCV	■	■	■				-	3, 4, 5
		保健、衛生及び教育分野の草の根・人間の安全保障無償資金協力	草の根無償	■	■					0.66	4, 6
	教育分野の草の根文化無償資金協力	草の根文化		■	■				0.09	4	
	地域社会インフラ整備計画	無償	■	■	■	■			6.73	6, 8, 9 国連開発計画 (UNDP)	
	サービス向上分野の課題別研修	課題別研修他	■	■	■				-	3, 4, 5	

WCO連携 税関リスク管理・事後調査	第三国研修							-	8, 16, 17	
新型コロナウイルス感染症・保健システム強化支援プロジェクト	マルチ							2.75百万米ドル	1,3	世界銀行社会開発基金(JSDF)
東ティモールにおけるコロナ禍での保健対応及び保健システム準備計画	マルチ							5.00百万米ドル	3	日本開発政策・人材育成基金(PHRD)
コロナ以後の保健システム強化に関する分析研究	マルチ							0.46百万米ドル	3	PHRD
東南アジアおよび東アジアにおける感染症対策のためのデジタルヘルス・システム支援計画	無償							12.67	3	国連児童基金(UNICEF) 複数国対象案件のため累計額を記載
法整備・法執行能力強化分野の課題別研修	課題別研修他							-	14, 16	
東ティモール及び選択されたASEAN加盟国における公的財務管理の強化	マルチ							2百万米ドル	17	JFPR
法務省法務総合研究所による法整備支援	法務省技協							-	16	

【凡例】 「協準」(＝全ての協力準備調査)、「詳細設計」(＝詳細設計)、「基礎情報調査」(＝基礎情報収集・確認調査)、「技プロ」(＝技術協力プロジェクト)、「開発計画」(＝開発計画調査型技術協力)、「個別専門家」、「個別機材」、「国別研修」、「課題別研修他」(＝課題別研修及び青年研修、長期研修)、「JOCV」(＝JICA海外協力隊)、「第三国専門家」、「第三国研修」、「現地国内研修」、「科学技術」(＝科学技術協力(技プロ型及び個別専門家型、SATREPS))、「草の根技協」(＝草の根技術協力)、「〇〇省技協」(＝外務省・JICA以外の省庁及び独立行政法人等が実施している技術協力)、「民間提案型技協」(＝開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業)、「SDGs調査」(＝途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査)、「無償」(＝以下に特記するサブ・スキームを除く全ての無償資金協力)「食糧援助」(＝食糧援助)、「一般文化」(＝一般文化無償資金協力)、「草の根文化」(＝草の根文化無償資金協力)、「緊急無償」(＝緊急無償資金協力)、「日本NGO」(＝日本NGO連携無償資金協力)、「草の根無償」(＝草の根・人間の安全保障無償資金協力)、「有償」(＝円借款、海外投融資)、「マルチ」(＝国際機関等を通じた多国間協力はスキーム)、「基礎調査」(＝中小企業・SDGsビジネス支援事業「基礎調査」)、「案件化調査」(＝中小企業・SDGsビジネス支援事業「案件化調査」)、「普及・実証・ビジネス化事業」(＝中小企業・SDGsビジネス支援事業「普及・実証・ビジネス化事業」)、「ニーズ確認調査」(＝中小企業・SDGsビジネス支援事業「ニーズ確認調査」)、「ビジネス化実証事業」(＝中小企業・SDGsビジネス支援事業「ビジネス化実証事業」)、「実線「――」」(＝実施期間)、「破線「- - -」」(＝実施予定期間) ※この凡例にない略語を使用する場合は凡例に当概略語を記載したうえで使用する。

【SDGsゴールの説明】 1「貧困」、2「飢餓」、3「保健」、4「教育」、5「ジェンダー」、6「水・衛生」、7「エネルギー」、8「経済成長と雇用」、9「インフラ、産業化、イノベーション」、10「不平等」、11「持続可能な都市」、12「持続可能な消費と生産」、13「気候変動」、14「海洋資源」、15「陸上資源」、16「平和」、17「実施手段」

【SDGsの詳細】 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf